

役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人福生会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定における役員とは、法人の理事及び監事をいうものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が法人の理事会又は評議員会に出席した場合は、費用弁償として次の額を支給するものとする。

役職名	費用弁償額
理事及び監事	3,000円
評議員	3,000円

(適用除外)

第4条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、前条の規定を適用しない。

(役員報酬)

第5条 理事長及び非常勤役員は、原則として無報酬とする。

(報酬の特例)

第6条 理事会は、役員が在任中に法人に多大なる貢献をもたらした場合、あるいは重大なる損害を与えた場合、この規程にかかわらず報酬を支給、又は、その報酬を増減できるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。